

大阪府・大阪市 税務事務連携に係る検討状況

	法人関係共同調査	合同滞納整理	共同受付窓口の設置
目的	大阪府と大阪市が保有する情報を相互に活用し、事務所等設立の届出書を提出していない法人を捕捉したうえで、共同で届出書提出の慫慂(しょうよう)等を行うことにより効率的かつ効果的な調査業務の処理促進を図る。 参考) 届出義務 大阪府税条例第34条の2・第41条の11 大阪府市税条例第37条・第134条の17	大阪府と大阪市の重複滞納事案で、高額かつ処理が困難な事案に対し合同で滞納整理を実施し、徹底した財産調査や差押財産の積極的な換価により滞納事案の処理促進を図る。	これまで府税事務所と市税事務所の2カ所へ来所する必要があった法人関係税の申告書の提出や納税証明書の請求を1カ所で行えるよう、大阪市税の法人関係の申告書等の受付窓口を移転する(新)中央府税事務所に設置することにより、納税者の利便性向上を図る。
開始時期	平成24年10月1日～	平成24年10月1日～	平成25年4月の予定
体制	・大阪市内府税事務所事業税課職員 ・大阪市船場法人市税事務所職員 で構成 人員体制規模等は、調査範囲等を精査したうえで今後決定。 (所属人員 府税:55名 市税:29名)	・大阪府税務室徴税対策課職員 ・大阪市税務部収税課職員 で構成。 人員体制規模等は、対象事案を精査したうえで今後決定。 (所属人員 府税:11名 市税:8名) ※相互併任制度(大阪府職員と大阪市職員の身分を相互に付与)を活用。	(新)中央府税事務所に大阪市船場法人市税事務所職員が常駐し申告受付業務や納税証明書発行業務等を行う。 なお、業務の繁閑に応じ、常駐する大阪市の職員数は変動する。
対象	大阪市内に新たに事務所等を設置した法人で、大阪府と大阪市に事務所等設立の届出書を提出していない法人。	大阪府・大阪市の重複滞納事案のうち、滞納税額が100万円以上で、処理が困難な事案から選定。 ・選定対象 件数:約130件 税額:約21億円(府…約13億円、市…約8億円) ※取組事案を精査中であり、件数・税額は今後決定。	・大阪市内の法人府民税、法人事業税及び法人市民税の申告が義務付けられている法人又はその代理人。 ・府税、大阪市税双方の納税証明書の請求者。
方法	府・市それぞれが保有する情報を活用し、事務所等設立の届出書を提出していない法人を把握・特定したうえで、共同または分担し届出書提出の慫慂(しょうよう)等を行う。	「合同滞納整理特別対策チーム」を設置し、合同検索など徹底した財産調査及び合同公売などにより差押財産の換価等を実施。 なお、実施にあたっては、同チーム対策会議(大阪府庁咲洲庁舎内で開催予定)を定期的・随時に開催し、事案ごとに最適な処理方法を検討・実施。	・窓口…(新)中央府税事務所の受付カウンターで、大阪府・大阪市双方の法人関係税の申告受付や納税証明書の発行を行う。 ・様式統一…法人の届出関係書類の様式を府市で同一様式とし、納税者の記入・提出の手間を省力化する
目標	調査対象情報件数……約39,000件	取組対象事案を選定後、数値目標を設定する予定。	【参考】 ・対象法人数……約134,000法人 (大阪市内府税事務所の担当法人数)